

2019年2月25日

各位

株式会社 紀陽銀行

**民事信託受託者向けサービスの取扱い開始について**

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）は、2019年2月21日より、民事信託受託者向けサービスの取扱いを開始しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

民事信託（家族信託）とは、お持ちのご資産の財産管理等を信頼できるご親族に委託する仕組みです。認知症等でご自身の財産管理ができなくなる場合の備えとして、また、円滑な資産承継の手法として関心が高まっています。

本サービスでは、お客さまのニーズに合わせて専門家の紹介により民事信託契約書作成のサポートをおこなうとともに、専用の預金口座（民事信託口座）の開設、民事信託に対応したアパートビルローンの取扱いにより、お客さまの資産管理・資産承継の課題解決に貢献します。

紀陽銀行は、今後もさまざまな課題に本気で向き合い、お客さまの期待をこえる商品・サービスをご提供してまいります。

記

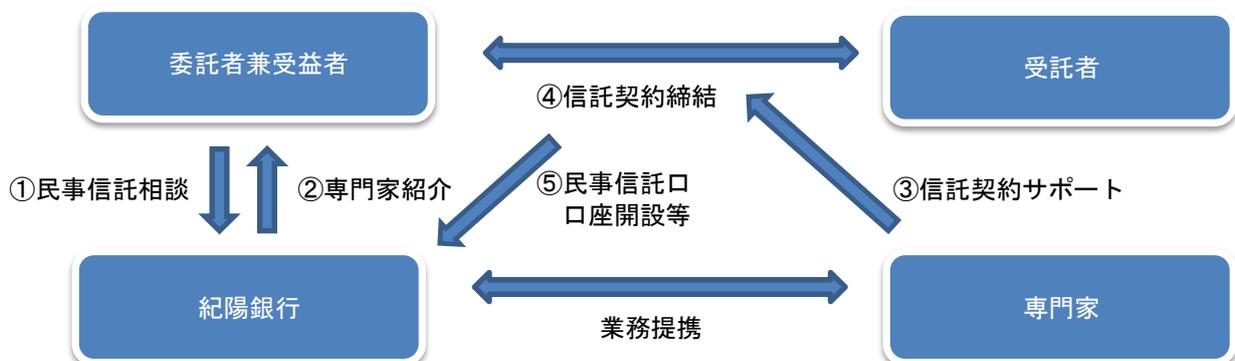
1. 取扱い開始日  
2019年2月21日(木)

2. 概要

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家の紹介による民事信託契約書作成</li> <li>・ 民事信託専用口座の開設</li> <li>・ 民事信託にかかるアパートビルローンの実行</li> </ul>
手数料（税抜）※	口座開設手数料：1万円 ローン取扱手数料：取扱金額×0.5%+10万円
想定ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症等発症後の財産および賃貸不動産等の管理</li> <li>・ 二次相続以降の承継者の指定</li> </ul>

※民事信託の活用には、当行所定の手数料とは別に、信託契約組成や信託登記等の費用が発生します。

【ご参考：民事信託のスキーム】



以上